

物価高対応子育て応援手当

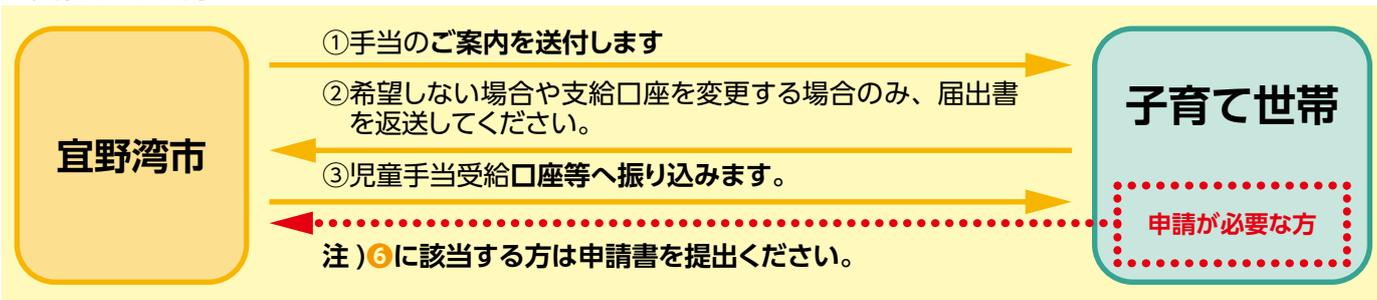
対象児童一人につき 2万円を一回限りで支給します!



原則申請は不要です。

※申請が必要な方は⑥をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ「①手当のご案内」に記載のある提出期限までに届出書を返送するか、下記記載の窓口まで持参ください。

▶支給までの流れ



①対象児童 次に記載する児童が対象になります。

- (1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当の支給対象児童
- (2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

②支給対象者 上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

③支給額 対象児童1人につき2万円(1回限り)

④支給時期 宜野湾市では3月中旬頃から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は下記記載の窓口までお問い合わせください。

※⑥の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

⑤支給方法

- (1)児童手当受給者…原則、児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。
- (2)申請を行った保護者(⑥の対象者)…申請書で指定した口座に振り込みます。
※口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年6月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

⑥申請が必要な場合 次に記載する方は**申請が必要**です。

- (1)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母のうち生計を維持する程度の高い者
- (2)所属庁から児童手当を受給している公務員
※公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

- (3)10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

こんなときはどうするの?

■引越した場合…令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難している場合…避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

**【受付期間】※期限厳守
令和8年4/1(水)~6/30(火)**



「物価高対応子育て応援手当」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

ご自宅や職場などに宜野湾市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに宜野湾市の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問 (宜野湾市役所)物価高対応子育て応援手当窓口 ☎893-4422(平日8:30~12:00、13:00~17:15)

問 (国)こども家庭庁 コールセンター ☎0120-252-071(平日9:00~18:00)